

工事検査ワンポイントアドバイス 「関連工事の調整について」

工事検査通信 No.105

発行： R8年9月28日

出納局 工事検査課



建築工事・電気設備工事・機械設備工事等を分離発注した工事を、同時期に施工する現場では、発注者（監督員）として施工管理上、何か留意することはありますか？

分離発注した工事を同時期に施工する現場の場合、各工事間で様々な調整が必要になります。設備工事は竣工前に総合試運転調整（※）を行う場合があるため、この場合は、総合試運転調整に必要となる期間を考慮した「概成工期」を適切に設定し、全ての工事を円滑に進める必要があります。（※設備全体が設計図書の意図した機能を果たすかを確認すること）

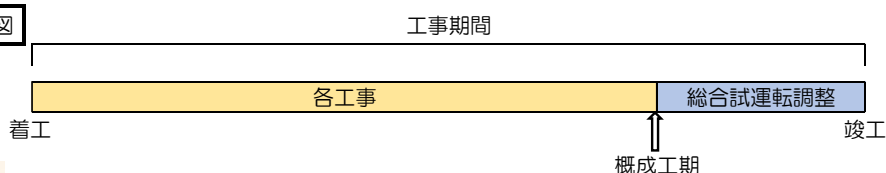


「概成工期」について詳しく教えてください。

はい。「概成工期」とは、建築関係工事共通仕様書において、「建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、契約約款に基づく関連工事及び設計図書に明示された他の発注者の発注に係る工事（以下「関連工事等」という）を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限をいう。」とされています。



イメージ図



概成工期は誰がどうやって決めるのですか？

発注者（監督員）は、工事発注時、特記仕様書で総合試運転調整に必要な期間等を考慮し、概成工期を決めます。

ただし、工事発注後、発注者（監督員）や関連工事等の全ての受注者が協議し、合意した概成工期を再設定したうえで、総合工程表を作成して工事を進めます。



概成工期を適切に設定することで、概成工期後、工事期間内に総合試運転調整を行うことがポイントですね。
ほかには何かありますか？

はい。ほかには関連工事等の出来形・品質の確保への配慮ですね。



え・・・どんなことですか??

関連工事等で整備した構造物についても、汚損させないということですね。例えば・・・

配管の塗装による床・壁の汚損や、器具の破損とかですかね。

仮に竣工検査で汚損等が確認された場合、汚損等のあった床・壁等の施工者の出来ばえや品質等の工事成績、さらには工事の合否に影響することになります。



え・・・そうなのですか??

工事引き渡し前は、汚損された構造物や破損した器具は、施工した者の管理になるので、やむを得ません。

よって、竣工前の現場に入場した場合、既に完了した関連工事部分への配慮は欠かせません。また、万が一汚損させてしまった場合は、すぐに発注者（監督員）や受注者へ連絡し必要な対応をして欲しいところです。

関連工事等がある現場では、お互いに良好な関係を築くこともポイントになりますね。



※参考資料

技術管理課ホームページ（<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/41025b/>）

- ・「建築関係工事共通仕様書」（令和7年10月15日）
- ・「建築・設備工事における試運転調整期間の確保について」（令和6年3月28日）

【本日のポイント】

- ・総合試運転調整を含め、分離発注した工事を工期内で確実に完了させるためには、概成工期を適切に設定することが重要。
- ・関連工事等の発注者（監督員）や受注者間で良好な関係を築いて、お互いの工事へ配慮することが必要。

拓実(タミ)
建築技師



今回の登場人物



照明(テルキ2)
検査員